

## 仕様書

1. 工事の名称 令和8年度県営住宅建築修繕工事（南部地区）
2. 履行期間 365 日間  
※（履行期間中は24時間緊急連絡できる体制を取ること。）
3. 工事の対象及び内容
  - (1) 対象の団地及び戸数は別表-1による。
  - (2) 工事内容及びその数量は別表-2による。
  - (3) 特殊建築定期点検計画表は別表-3による。
4. 工事の施工及び検査
  - (1) 工事の施工にあたっては、別添「賃貸住宅等修繕工事実施要領」、「廃材処分費積算基準」及び「リース機材等リース料及び作業費積算基準」に基づき誠実かつ迅速にこれを履行すること。また、関係する法令等についてはこれを遵守すること。
  - (2) 工事の検査については、別添「修繕工事検査実施要領」に基づき実施し、公社の検査を受けるときは事前に会社内検査を行い修繕箇所の「空家等検査チェックリスト」を作成し、検査前に公社に提出する。又、提出された「空家等検査チェックリスト」の修繕箇所を確認、目視及び実測等により検査を実施する。
  - (3) 工事に伴い発生する解体材等の廃材については、法令等に抵触しないよう全て請負者の責任で処理するものとする。
5. 保険の付保
  - (1) 請負者は履行期間中、かつ、工事が完了までの間第三者損害賠償保険に加入しなければならない。
  - (2) 請負者は工事請負契約締結後14日以内に(1)の写しを提出しなければならない。
6. 関係図書等の管理  
修繕工事指示台帳の他、工事実施に至るまでの経緯を示す記録（現況写真及び入居者等との交渉記録含む）、工事の根拠となった基礎資料等の関係図書については、発注者がこれらの提示を求めた場合、いつでもこれに対応できるよう厳正に管理するものとする。
7. 共同企業体の結成  
公告の通りとする。
8. 強制執行の立ち合い  
団地内で住戸等の強制執行が実施される場合は、担当者からの指示に基づいて立ち合い、業務に協力すること。
9. 入居者等とのトラブル  
請負業者は、入居者とのトラブルを起こすことがないよう、慎重な態度で本工事を実施し、さらに当局の事業遂行上の機密を漏らすことがないよう、細心の注意を払わなければならない。なお、トラブル等が起こる懸念がある場合は、直ちに公社担当者に連絡を行う。また、その指示を受ける前に独断で行動してはならない。

#### 10. 関連工事

別途工事が行われる場合は、関係者と密接な連絡、協議を行い、円滑な進捗が図れるよう努めること。

#### 11. 団地内及び隣接施設の汚損防止等

団地内の施設及び隣接施設の汚損防止対策には十分な予防処置をとり、また工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の処置を行うこと。

#### 12. 安全管理

工事現場周における安全対策及びその他の事故防止を工事関係者に周知徹底させること。

#### 13. 官公庁への手続き

本工事に必要な官公庁への手続きは、遅滞なく行うこと。

#### 14. 工事中看板(安全表示板、交通表示板、その他)

工事中看板は公社担当者の指示により現場内外の随所に設置すること。

#### 15. その他

その他疑義等が生じた場合は、速やかに公社担当者と協議しなければならない。